

議案第 5 号

佐倉市印鑑条例及び佐倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市印鑑条例及び佐倉市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 6 月 6 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市印鑑条例及び佐倉市手数料条例の一部を改正する条例

(佐倉市印鑑条例の一部改正)

第1条 佐倉市印鑑条例(昭和49年佐倉市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号及び第6条第1項第3号中「第12条第1項第1号」を「第10条第1項第1号」に改める。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、印鑑登録者が自ら申請した場合であつて、市長が第4条第3項第1号に規定する書類の提示を求めて、当該申請者が印鑑登録者本人であることを確認したときは、印鑑登録証の提示を省略することができる。

第10条及び第11条を削る。

第12条第2項中「印鑑登録証」を「印鑑登録証明書」に改め、同条を第10条とし、第13条から第18条までを2条ずつ繰り上げる。

(佐倉市手数料条例の一部改正)

第2条 佐倉市手数料条例(平成12年佐倉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1の17の項中「、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機(本市が設置したものに限る。以下「自動交付機」という。)による交付の場合にあつては、1通につき300円」を削り、同表19の項中「、自動交付機による交付の場合にあつては、1通につき300円」を削る。

附 則

この条例は、令和4年12月29日から施行する。ただし、第1条中佐倉市印鑑条例第9条第1項にただし書を加える改正規定は、公布の日から施行する。